



すべてはその手から
SDGs 未来都市 妙高

～ 各種支援制度のご案内 ～

あなたの農業経営を



応援します!!

妙高市農業再生協議会
妙高市農業振興協議会
妙高市農林課・妙高市農業委員会



市の情報は「妙高市公式LINE」から。只今、友だち募集中
登録は、こちらから。LINEのアプリを起動して、友だち追加で
読み取ってください。（問合せ：総務課広報広聴係 ☎74-0004）

★ 農地を貸したい、借りたい、買いたい ～ 耕作目的の農地利用に関する制度 ～	・ ・ ・ ・ ・	P1・2
★ 農地中間管理機構に農地を貸したい ～ 農地中間管理事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P3
★ 農地中間管理機構に農地を貸したい ～ 地域集積協力金・集約化奨励金 ～	・ ・ ・ ・ ・	P4
★ 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介 ★ 農地法等許可申請書類の受付締切日	・ ・ ・ ・ ・	P5
★ 農業を始めたい ～ 新規就農者育成総合対策事業・新規就農者等農業機械 導入支援事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P6
★ 未整備農地を集積し、耕作する ～ 未整備農地集積事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P7
★ 耕作放棄地を再生したい ～ 耕作放棄地解消推進事業・耕作放棄地等利用促進事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P8
★ 農業経営を法人化したい ～ 集落営農活性化プロジェクト促進事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P9
★ 園芸作物の生産拡大に取り組みたい ～ 園芸生産拡大支援事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P10
★ 市内直売所で個別販売を行いたい ～ 妙高市環境配慮型集荷支援事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P11
★ 農業機械を導入したい・農業用施設を整備したい ～ 農地利用効率化等支援交付金、新潟県農林水産業総 合振興事業、次世代型農業確立支援事業～	・ ・ ・ ・ ・	P12
★ 鳥獣被害を防止したい ～ 鳥獣被害対策事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P13
★ 農業基盤を整備したい・災害復旧を行いたい ～ むらづくり農業基盤整備事業・農業用施設災害復旧事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P14
★ 中山間地域の農用地を守りたい ～ 中山間地域等直接支払制度 ～	・ ・ ・ ・ ・	P15
★ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図りたい ～ 多面的機能支払交付金 ～	・ ・ ・ ・ ・	P16
★ 環境保全効果の高い営農活動に取り組みたい ～ 環境保全型農業直接支払交付金事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P17
★ 持続可能な農業経営を実現したい ～ GAP・GAP認証・有機JAS ～	・ ・ ・ ・ ・	P18
★ 里山林の保全・整備に取り組みたい ～ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ～	・ ・ ・ ・ ・	P19
★ 沿道沿いの雑木林を整備 ～ 沿道林整備事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P20
★ 妙高市産材を使用した住宅を建築したい ～ ふるさと妙高の家づくり事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P21
★ 農業者年金、家族経営協定、全国農業新聞のご案内	・ ・ ・ ・ ・	P22
★ 収入保険に加入したい ～ 収入保険加入促進事業 ～	・ ・ ・ ・ ・	P23
★ 収入保険、農業共済のご案内	・ ・ ・ ・ ・	P24・25

農地を貸したい、借りたい、買いたいという皆様へ

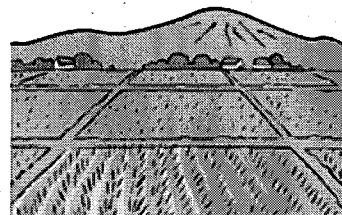
■農地の貸し借りに関する手続き

農業経営基盤強化促進法により、相対で農地を貸借する際の手続きです。

○手続きの流れ

- ①農業委員会事務局へ農用地利用集積計画書（利用権設定）を提出
 - ・提出部数は1部、提出期限は5ページの各月の受付締切日を確認してください。
 - ②農業委員会総会で農用地利用集積計画を審議、決定
 - ・総会開催日は5ページの各月の総会日を確認してください。
 - ③市が農用地利用集積計画を公告
 - ・公告後、計画書の写しを貸し手と借り手に送付します。
- ◎貸し手は、農地の所有者です。所有者が亡くなっていて、相続登記未了の共有状態の場合は、相続人全員の同意が必要です（相続人全員の同意を得ることが難しい場合は、法定相続分の1/2を超える同意が必要）。
- ◎賃借料をめぐるトラブルが増えています。賃借料の額や支払方法は、事前に貸し手と借り手で話し合いのうえ決めてください。

■農地の所有権を移転する手続き



(1) 農業経営基盤強化促進法による所有権移転

耕作する目的で、農地の売買を行う際の手続きです。

○手続きの流れ

- ①農業委員会事務局へ農用地利用集積計画書（所有権移転）を提出
 - ・提出部数は1部、提出期限は5ページの各月の受付締切日を確認してください。
- ②農業委員会総会にて農用地利用集積計画を審議、決定
 - ・総会開催日は5ページの各月の総会日を確認してください。
- ③市が農用地利用集積計画を公告
- ④譲受人から譲渡人に対価の支払
- ⑤農業委員会事務局で嘱託登記を完了

○許可要件

- ①売買する農地が、農業振興地域内の農用地であること
- ②譲受人が、農業用機械の所有状況等からみて、経営する農地の全てを効率的に利用して耕作をしていると認められること
- ③世帯員を含め譲受人が、農業経営に必要な農作業に常時従事していると認められること（原則、年間150日以上）
- ④譲受人が認定農業者、農地所有適格法人、または、その予定者及び中心経営体であること

○農業経営基盤強化促進法による所有権移転のメリット

譲受人	・譲渡所得の軽減（800万円の特別控除）
譲渡人	・農業委員会が所有権移転登記を行うので、司法書士への手数料が不要 ・登録免許税の軽減（税率2%→1%） ・不動産取得税の軽減（課税評価額の1/3を控除）

(2) 農地法第3条の規定による許可申請

耕作する目的で、農地の売買、交換、贈与などを行う際の手続きです。

○手続きの流れ

①農業委員会事務局へ許可申請書を提出

- ・提出部数は3部（譲受人、譲渡人、農業委員会）、提出期限は5ページの各月の受付締切日を確認してください。

②農業委員会総会にて農用地利用集積計画を審議、決定

- ・総会開催日は5ページの各月の総会日を確認してください。

③許可書の交付

- ・運転免許証等で本人確認のうえ、農業委員会事務局にて交付します。

○許可要件

- ① 全部効率利用要件：所有地・借入地の全ての農地を効率的に耕作すること
- ② 農地所有適格法人要件：法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと
- ③ 農作業常時従事要件：本人又は世帯員等が農作業に常時従事すること
(原則、年間150日以上)
- ④ 地域との調和要件：申請地周辺の農地利用に支障が生じないこと

お問い合わせ・ご相談は

農業委員会 事務局（☎74-0030）までお電話ください。

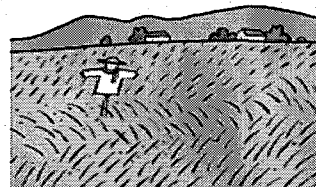
農地中間管理機構に農地を貸したいという皆様へ

■農地中間管理事業

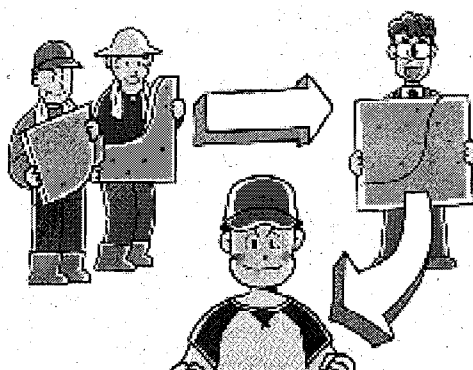
農地中間管理機構（新潟県農林公社内）が農業振興地域内の農用地を借り受け、担い手（借り手）への農地の集積・集約化を推進するものです。

○手続きの流れ

- ①農地中間管理機構へ農地を貸したい方（貸し手）は、貸付希望農用地等の登録申請書を農業委員会事務局へ提出します。
- ②農地中間管理機構は、①の申請内容をもとに、貸借の調整（マッチング）を行います。
- ③貸し手・借り手ともに、農地中間管理機構との貸借のため農地の農用地利用集積計画を農業委員会事務局へ提出します。
- ④貸し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から借り手への貸付は、③の農用地利用集積計画が公告されることにより決定します。



※農地中間管理機構を通じた貸借には、農地の貸し手と借り手の双方から、賃貸借料の0.5%が手数料として徴収されます。



お問い合わせ・ご相談は
農業委員会 事務局（☎74-0030）までお電話ください。

農地中間管理機構に農地を貸したい という皆様を機構集積協力金で支援します

■地域集積協力金（国事業）

～ 集積・集約化に取り組む地域に対する支援 ～

(1) 交付単価

機構の利用率（累積）		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
	80%超	3.4万円/10a

※一般地域…新井地区、和田地区

※特定農作業受託の場合は、交付単価に0.5を乗じた交付単価

(2) 交付対象者

市内の地域（農業集落、大学など）

(3) 交付要件

当年度の機構への貸付面積の1割以上が、新たに担い手に集積されること

■集約化奨励金（国事業）

～ 集約化（団地化）に取り組む地域に対する支援 ～

○集約化奨励金

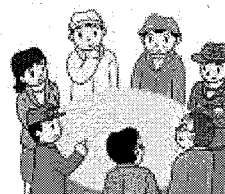
(1) 交付単価

地域の団地面積の割合	地域の1団地あたりの平均面積	交付単価
10ポイント以上増加		1.0万円/10a
20ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3.0万円/10a

※特定農作業受託の場合は、交付単価に0.5を乗じた交付単価

(2) 交付対象者

市内の地域



(2) 交付要件

次のいずれかを満たすこと

- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地は0.5ha以上）の団地面積の割合が目標年度までに10ポイント以上増加すること
- ・既に同一耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域は、同一の耕作者の1団地あたりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること

※地域とは、集落や大字、学校区、人・農地プランの範囲などをいいます。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

(敬称略)

地 区 名	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
新井・水上地区	丸山 光浩 (吉木)	塚田 俊介 (高柳)
		深石 辰一郎 (西条)
矢代地区	竹内 則孝 (高柳)	小嶋 修市 (両善寺)
	丸山 嘉之 (菅沼)	田中 雄治 (志)
和田地区	吉尾 正治 (柳井田町)	東條 明 (上百々)
	鹿島 幸一 (広島)	市川 政一 (国賀)
斐太地区	霜鳥 勝範 (飛田新田)	霜鳥 裕隆 (飛田新田)
	石川 道夫 (十日市)	尾寄 亨 (長森)
	横尾 一弘 (五日市)	
鳥坂・新井南部地区	白石 英一 (姫川原)	高橋 金司 (姫川原)
	田地野 賢一 (上堀之内)	樗澤 昭一 (東関)
	樗沢 忠信 (楡島)	金澤 一義 (長沢)
	生井 一広 (上小沢)	阿部 昌章 (下濁川)
妙高地区	関原 正晴 (葎生)	廣田 敏 (坂口新田)
	内田 芳昭 (関山)	小出 聖 (関山)
		望月 薫 (大鹿)
		関原 英精 (田中村新田)
妙高高原地区	竹田 賢一 (杉野沢)	大矩 武 (関川)
	高橋 敏明 (田口)	加藤 謙太郎 (二俣)
中立委員	池上 裕子 (関山)	

※任期：令和6年3月27日から令和9年3月26日まで

農地法等許可申請書類の受付締切日

		申 請 書 等 受付締切日	農業委員会 総 会 日
令和6年	5月	10日 (金)	31日 (金)
	6月	10日 (月)	28日 (金)
	7月	10日 (水)	31日 (水)
	8月	9日 (金)	30日 (金)
	9月	10日 (火)	30日 (月)
	10月	10日 (木)	31日 (木)
	11月	8日 (金)	29日 (金)
	12月	10日 (火)	26日 (木)
令和7年	1月	10日 (金)	31日 (金)
	2月	10日 (月)	28日 (金)
	3月	10日 (月)	28日 (金)

※申請書等受付締切日以降の申請は、翌月扱いとなります。

※農業委員会総会日は、変更になる場合があります。

お問い合わせ・ご相談は

農業委員会 事務局 (☎74-0030) までお電話ください。

農業を始めたいという皆様を支援します

■新規就農者育成総合対策事業（国事業） ～ 独立・自営就農者を支援 ～



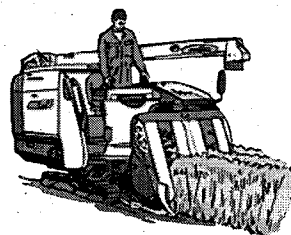
○経営発展支援事業（経営発展への支援）

- (1) 交付金額
補助対象経費の3/4（上限1,000万円） ※経営開始資金の対象者は上限500万円
- (2) 交付対象者
49歳以下で令和5年度または6年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者
※親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者であること
※農業で生計が成り立つ計画を立てること（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等））
- (3) 交付対象経費
機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、機械リース料等
※初期投資的な経費を対象とし、本人負担分について融資を受けていること

○経営開始資金（資金面の支援）

- (1) 交付金額
12.5万円/月（150万円/年） ※最長3年間
- (2) 交付対象者
経営開始時に49歳以下の認定新規就農者
※新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち、新規作物の導入等リスクのある取組を行うと市町村に認められた者
※前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下の者

■新規就農者等農業機械導入支援事業（市単独事業） ～ 新規就農者等の機械導入を支援 ～

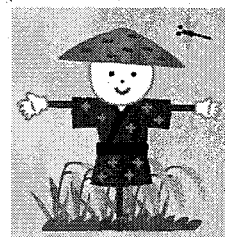


- (1) 補助金額
補助対象経費の1/2（上限100万円）
※1台当たり20万円以上のものに限る
※補助額合計100万円を限度として何回でも交付を受けることが可能
- (2) 補助対象者及び期間
次のいずれかの要件を満たす者
・認定新規就農者で新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業資金）の交付を受けている者
・認定新規就農者で新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業資金）の交付期間終了後5年以内の者
- (3) 補助対象経費
稲作用及び園芸用農業機械の導入費用

お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

未整備農地を集積し、耕作する皆様を支援します

■未整備農地集積事業（市単独事業）



1. 賃借権設定を受ける者に対する支援

(1) 補助金額

1筆毎の未整備農地の登記面積×5千円／10a×賃借権設定年数
※5年間が限度

(2) 補助対象者

令和6年度において未整備農地の賃借権を新たに設定し（賃借権の設定期間は3年以上に限る）、農作物の作付または保全管理等により、農地として適正な管理を行う者

※中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる集落内の農地に限ります。

※賃借権の設定期間を満了する前に、契約の解除や変更を行った場合、または農地として適正な管理を行わなくなった場合は、履行期間に応じて助成金の返還の対象となります。

2. 所有権を取得する者に対する支援

(1) 補助金額

1筆毎の未整備農地の登記面積×2万5千円／10a

(2) 補助対象者

令和6年度において未整備農地の所有権を取得（贈与によるものを除く）し、その後5年以上、農作物の作付または保全管理等により、農地として適正な管理を行う者

※中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる集落内の農地に限ります。

※所有権を取得してから5年に満たない期間に所有権を移転した場合、または農地として適正な管理を行わなくなった場合は、助成金全額の返還の対象となります。

◎「未整備農地」とは、農業振興地域内で、ほ場整備事業により整備されていない田または畑（個人での簡易整備の場合も含む）をいいます。

【その他】

当事業は、令和6年度をもって事業終了予定です。



お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

耕作放棄地の再生・利用の取組を支援します

耕作放棄地の再生利用を図るため、耕作放棄地の解消に取り組む農業者等に対して必要な経費等を支援します。

(1) 補助対象者

市内の耕作放棄地の再生及び利用に取り組む者

(2) 補助対象農地

妙高市農業委員会が耕作放棄地と判断した農地で、再生後5年間以上次のいずれかの目的で利用されるもの

- ・農作物の栽培
- ・家畜のための採草及び放牧
- ・農地再生のための地力増進作物の栽培
- ・良好な景観形成や農地の保全のための景観形成作物の作付

■耕作放棄地解消推進事業（市単独事業・県事業）

～ 耕作放棄地の再生作業に係る経費を支援 ～

(1) 補助対象経費

耕作放棄地の再生作業等（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）に係る経費

(2) 補助金額

補助対象経費の1/2とし、補助対象農地10アールあたり10万円が上限

■耕作放棄地等利用促進事業（市単独事業）

～ 耕作放棄地の5年以上の利用権設定を支援 ～

(1) 補助対象内容

助成対象農地の5年以上の利用権設定

(2) 補助金額

- ・利用権設定5年以上10年未満の場合10アールあたり2万円
- ・利用権設定10年以上の場合10アールあたり4万円

【その他】

いずれの支援も事業実施前に申請が必要です

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

農業経営を法人化したいという皆様を支援します

■集落営農活性化プロジェクト促進事業（国事業）

～ 法人化する集落営農組織を支援 ～

(1) 助成金額

25万円（定額）

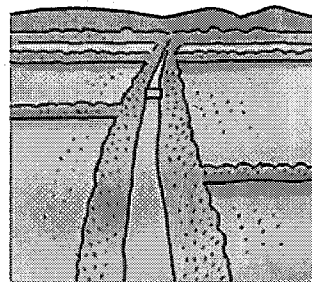
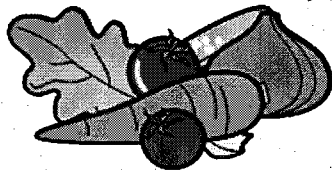
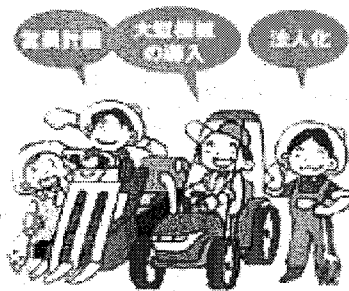
(2) 事業内容

経営管理の徹底、信用力の向上等に向けた組織の法人化に必要な経費を支援

※詳細はご相談ください。

《法人化の主なメリット》

- 経営管理の徹底 … 経営者としての意識改革の促進、家計と経営の分離など
- 対外信用力の向上 … 財務諸表の作成、金融機関や取引先からの信用力アップ
- 経営発展の可能性拡大 … 幅広い人材（従業員）の確保、多角的な事業展開が可能
- 農業従事者の福利厚生面の充実 … 従事者の福利の増進、就業条件の明確化など
- 経営継承の円滑化 … 意欲ある有能な構成員・従業員への経営継承が可能
- 融資限度額の拡大 など



お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

園芸作物の生産拡大に取り組む皆様を支援します

■園芸生産拡大支援事業（市単独事業） ～ 栽培拡大に伴う経費を支援 ～

妙高市での農業と農業所得の向上を図るため、園芸作物の栽培拡大と栽培拡大に伴う農業者のリスク分散を図るため、次の取組みを支援します。

【栽培拡大支援】

(1) 補助対象者

法人、個人問わず、経営耕地面積が30アール以上で農作物の販売を行っているもの若しくは新たに販売を予定しているもの又は、経営耕地面積に関係なく前年度及び当該年度の農作物販売金額が50万円以上の農家。

(2) 補助対象経費 … 栽培拡大に伴う種子や種苗、農薬、肥料代など生産コスト

(3) 栽培品種 … ピーマン、ねぎ、ブロッコリー、なす、トマト

(4) 補助金額 … 1アールあたり6,800円

【収入保険加入支援】

(1) 補助対象者 … 栽培拡大支援に取り組んだ販売農家

(2) 補助対象経費 … 収入保険加入に係る保険料及び付加保険料（いずれも掛け捨て部分）

(3) 補助金額 … 補助対象経費の1/2以内で予算の範囲内

(4) 補助上限額 … 個人50千円、法人200千円

(5) 申請時期 … 収入保険加入申請後、農林課に申請

【生分解性マルチ導入支援】

(1) 補助対象者 … 直売所出荷者 又は 販売農家（栽培拡大支援同様）

(2) 補助対象経費 … 園芸作物の栽培ほ場への使用を目的とした生分解性マルチの購入経費

(3) 補助金額 … 補助対象経費の1/2以内で予算の範囲内

(4) 補助上限額 … 2万円（1本当たり4千円、1人当たり最大5本）

(5) 申請時期 … マルチ購入後、農林課へ申請



お問い合わせ・ご相談は
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

農産物の集出荷を取りまとめ、市内直売所で 販売を行う皆様を支援します

■妙高市環境配慮型集荷支援事業（市単独事業） ～ 農産物の集出荷する団体を支援 ～



(1) 補助対象者

- ・妙高市内に住所を有する3戸以上の農家で組織された団体（農事組合法人以外の農地所有適格法人を除く。）
- ・農家以外のものがある団体にあつては、構成員の半数以上が農家であること
- ・妙高市内に事務所を置く特定非営利活動法人
- ・町内会・大字等で組織する団体
- ・農業振興を目的とした活動を実施する団体で、市長が認めた団体

(2) 補助要件

- ・集荷した農産物は、市内直売所へ出荷すること
- ・出荷にあたっては各直売所へ登録し、直売所の利用規約を遵守すること
- ・5戸以上の集出荷を行うこと
- ・集荷は月の半分以上行うこと（土・日・祝日を含むものとし、年度内で通算6カ月以上出荷を行うこと）

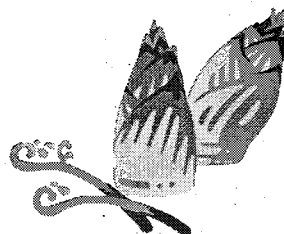
(3) 補助対象経費

- ・集荷作業に使用する車両借上料及び燃料費
- ・集荷作業及び事務作業に関する人件費
- ・集出荷に必要な備品等（集荷作業に使用する車両は除く）



(4) 補助金額

- ・補助対象経費 $\times 2/3$ （1,000円未満切り捨て）
 - ・上限額は60万円
- ※2年目、3年目は補助対象経費 $\times 1/2$ （1,000円未満切り捨て）



お問い合わせ・ご相談は

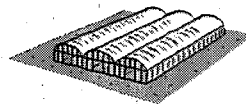
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

農業機械を導入したい・農業用施設を整備したい という皆様を支援します

■農地利用効率化等支援交付金（国事業）

～ 地域の中心経営体が取組む農業用機械等の導入を支援 ～

- (1) 交付対象者
地域計画のうち目標地図に位置づけられた者等
- (2) 交付対象経費
農業経営の改善に必要な機械等の取得等（耐用年数が概ね5～20年のもの）
- (3) 交付金額
融資残額（事業費の3/10以内）、上限は300万円
※融資残額＝事業費－融資額－他の補助金など
- (4) 補助採択基準
①の必須目標と②から④の選択目標（1つ以上を選択）を設定して
目標年度（事業実施年度の2年後）までに達成する必要があります。



【必須目標】①付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大
【選択目標】②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、
④経営コストの縮減

■新潟県農林水産業総合振興事業（県事業）

～ 機械導入などを行う認定農業者などを支援 ～

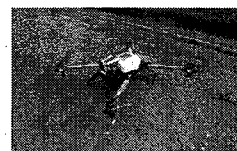
- (1) 補助率
3/10～5/10以内（事業費の下限は100万円）
- (2) 補助対象者
認定農業者（機械・施設のリースのみ）、農家3戸以上で組織する団体、農業
協同組合、民間リース会社等
- (3) 補助対象経費
水稻の生産コスト低減や経営の複合化などに必要な機械導入、施設整備等
- (4) 補助採択基準
補助金の交付を受けるためには、生産コストの低減や、経営規模の拡大など、
新潟県が定める補助採択基準があります。（老朽機械の入替えは対象外）



■次世代型農業確立支援事業（市単独事業）

～ スマート農業に取り組む農家を支援 ～

- (1) 補助対象者（①②いずれも満たすもの）
①法人、個人問わず、経営耕地面積が30アール以上で農作物の販売を行っているもの若しくは新たに販売を予定しているもの又は、経営耕地面積に関係なく
前年度及び当該年度の農作物販売金額が50万円以上の農家。
②作付拡大が見込まれるもの
- (2) 補助対象経費
農作業の生産コスト低減が図られる、スマート農業の導入に必要となる、農業
機械や装置など（例：農業用ドローン、遠隔操作式自走草刈機など）
※経営データ管理及び栽培データ管理に係るものを除く
- (3) 補助金額
補助対象経費の1/3以内（事業費の上限は300万円）



お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

鳥獣被害を防止したいという皆様を支援します

■鳥獣被害対策事業（国事業及び市単独事業）

～ 地域ぐるみで被害防止対策に取り組む集落などを支援 ～

1. 電気柵の貸出

イノシシ、ハクビシン、サルなどの侵入防止のための電気柵を貸し出します。

【鳥獣被害防止総合対策交付金（国事業）】

対象者：耕作者3戸以上で設置及び共同管理し、8年間継続して利用する方

補助率：国が定める単価以内であれば、資材費相当額の全額（原則）

【鳥獣被害防止対策事業（市単独事業）】

対象者：耕作者2戸以下で設置及び共同管理し、8年間継続して利用する方

補助率：2/3以内（補助上限額なし）

○貸出期間：8年間

○共通事項

- ・妙高市鳥獣被害対策協議会と借受者である集落、農家で組織する団体などと、電気柵の維持管理について委託契約を結んでいただきます。
- ・電気柵貸し出し時に設置・管理の説明会を行います。
- ・その後の維持管理は、委託契約に基づき、借受者の責任で行ってください。



2. 学習会・集落環境診断などの実施

鳥獣の生態と対策などの学習や、現地調査に基づき、集落単位での鳥獣被害対策に取り組みます。

○対象者：鳥獣被害の拡大・多様化が著しく、地域ぐるみで対策を検討・実施する集落

○実施内容

- ・学 習 会 … 鳥獣の生態や被害防止対策についての知識を学習します。
- ・集落環境診断 … 集落の現況や被害発生状況や問題点などについて、現地を巡回調査し、課題について対策を検討します。その後、集落単位で決定した対策を実施していただきます。



※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申入れが必要となりますので
令和7年度以降の申請をご検討ください。

集落全体での対策が効果を高めます！

- 里山の荒廃化や鳥獣の分布変化などにより、全国各地で鳥獣被害が発生しており、その防止対策が課題となっています。
- 市内でも、イノシシによる水稻の踏み荒らしや、ハクビシンによる野菜の食い荒らしなどの被害が発生しています。
- 鳥獣被害の防止には、地域ぐるみの対策が必要ですので、集落や農家組合などで話し合い、対策を検討・実施しましょう。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

農業基盤の整備や災害復旧に取り組む皆様を支援します。

■むらづくり農業基盤整備事業（市単独事業）

- ・土地改良区や集落などが行う農業生産基盤や農村集落環境の整備と維持管理に対して、原材料の支給や補助金交付により支援

1. 対象者

- ・土地改良区、大字、集落等農業用施設の管理団体

2. 対象事業

- ・農道、かんがい排水施設（用排水路、農業用ため池、農業用井戸等）の新設、改良又は補修等

3. 要件

- ・受益面積 おおむね0.2ha以上

4. 支援の内容

- (1) 原材料等支給
 - ・舗装用生コンクリート、U字溝、水路蓋などを支援
- (2) 補助金交付
 - ・工事費の40～80%（受益者数により異なる）を補助

■農業用施設災害復旧事業（市単独事業）

- ・異常な天然現象（融雪、豪雨、地震等）により被災した農業用施設の復旧に対し、復旧工事を行い支援
- ・応急仮復旧について、原材料支給、機械借り上げへの支援

1. 対象者

- ・土地改良区、大字、集落等農業用施設の管理団体

2. 要件

- ・農業受益地2戸以上（受益面積の要件なし）

3. 支援の内容

- (1) 市発注工事
 - ・地元負担金35%以下（事業費÷受益者数により軽減措置あり）
- (2) 補助金交付
 - ・工事費の65%以上を補助（事業費÷受益者数により嵩上げ措置あり）
※地すべり区域内は100%補助、その他補助対象工事費の規定あり
- (3) 原材料等支給
 - ・応急仮復旧に必要なパイプ等の材料を支給
- (4) 機械借上げ
 - ・応急仮復旧に必要なバックホウ等の借上げ

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。

中山間地域の農用地を守る皆様を支援します。

■中山間地域等直接支払制度（国事業）

～農業生産条件の不利な中山間地域等の農用地の維持・管理を支援～

1. 対象農用地

- (1) 急傾斜（田：1/20以上、畑・草地など：15°以上）
- (2) 緩傾斜（田：1/100以上 1/20未満、畑・草地など：8°以上 15°未満）
※市町村が特に必要と求めるものを対象
- (3) 小区画・不整形な田
- (4) 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- (5) (1)～(4)の基準に準じて都道府県知事が定める基準に該当する農用地

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者など

3. 交付単価

地目	区 分	交付上限単価
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円/10a
	緩傾斜(1/100以上)	8,000円/10a
畑	急傾斜(15°以上)	11,500円/10a
	緩傾斜(8°以上)	3,500円/10a

※上記は交付金の上限単価です。取組内容によって交付単価は異なります。

4. 対象となる行為

- (1) 農業生産活動等
例) 耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈等）
- (2) 多面的機能を増進する活動
例) 周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

5. 交付金の使途

交付金の使途は、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申入れが必要となりますので新規の方は令和7年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援をします

■多面的機能支払交付金（国事業）

- ・多面的機能を支える共同活動を支援
- ・地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援



1. 支援の対象となる組織

(1) 活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

(2) 広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

2. 対象活動

(1) 農地維持支払交付金

地域資源の基礎的な保全活動、地域資源の適切な保全管理のための推進活動

(2) 資源向上支払交付金（共同）

施設の軽微な補修、農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動

(3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動

3. 対象となる農用地

(1) 農振農用地区域内の農用地

(2) 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※

※（2）については、お問い合わせください。

4. 多面的機能支払交付金の交付単価

（円/10a）

都府県	①農地維持支払※ ⁸	②資源向上支払 （共同※ ^{1,2,3} ）	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 （長寿命化※ ^{4,5,6} ）	①、②及び③に取り組む 場合※ ⁷
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※ ⁹	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※上記は、交付金の上限単価です。活動状況により単価変動があります。

※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申入れが必要となりますので、新規の方は令和7年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。

環境保全につながる営農活動に取り組みたい という皆様に支援します

■環境保全型農業直接支払交付金事業（国事業）

（1）対象者（申請者）

①複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織

※同一団体内に、環境直払の対象活動に取り組む農業者が2名以上いること、代表者、規約を定め、組織の口座の開設が必要です。

②単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、市町村が特に認める場合に対象となります。

（2）支援対象となる農業者の要件

①主作物（5割低減栽培を行っていること）について、販売を目的として生産していること。

②持続可能な農業生産に係る取組を実施していること

※GAP指導員等による指導・研修または農林水産省が提供するオンライン研修を受講し、みどりのチェックシートに定められた取組の実施とシートの提出が実施条件。

③環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組んでいること

④（3）にある主な支援対象となる取組を実施すること

（3）主な支援対象となる取組と10a当たりの支援単価

①化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減＋冬期湛水管理：4～8千円/10a

・適切な取水措置、畔補強等、有機質肥料の購入・投入を講じた上で、冬期間の水田に2か月以上、水を張る取組

※雨水や融雪水のみ relied した湛水は不可

支援単価	① 有機質肥料投入＋畔補強	8,000円/10a
	② 有機質肥料投入のみ	7,000円/10a
	③ 畔補強のみ	5,000円/10a
	④ ①～③のいずれも未実施	4,000円/10a

②化学肥料・化学合成農薬の5割以上低減＋カバークロップ：6千円/10a

・主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥などを栽培し、すき込む取組

③その他の取組

長期中干し、有機農法、堆肥の施用、リビングマルチ等の取組があります。詳細は農林課までお問合せください。

※支援を受けるには、前年の9月までに要望の申入れが必要となりますので新規の方は令和7年度以降の申請をご検討ください。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

持続可能な農業に向けた経営を促進しています

●GAP

食品安全・環境保全・労働安全・人権保護・農場経営管理に関する取組みについて実施、記録、点検及び評価を持続的に行い、農業生産活動を改善する取組です。

1. 取組内容

- ①取組の整理や生産記録の記帳、作業内容の記録等
- ②問題点の把握、次回の農作業計画・点検項目の改善

●GAP 認証

GAPの取組を行い、認証団体の審査によりGAP認証農場として登録する制度で、GAP認証の取得により農場の信頼性が高まることで、国内外の取引先の拡大につながります。

1. GAP認証の基準（GLOBAL GAPの場合）

認証適合基準218項目のうち、上位項目100%、下位項目95%以上の合格で取得となります。

※基準項目… 食品安全(99項目)・トレーサビリティ(22項目)
労働安全(28項目)・環境(69項目)



2. GAP認証の手続き（GLOBAL GAPの場合）

- ①認証機関に申請し、審査員が取組を評価します。
- ※認証取得には、1年程度の取得期間と一定の費用がかかります。
- ※認証の有効期間は、通常2年間です。

●有機JAS

化学農薬や化学肥料を使用せず環境に配慮した農法による農産物で、有機JASの基準に適合した農産物について認定するものです。

この認定を受けることで、「有機」や「オーガニック」の名称を使用することができるため、付加価値の高い農産物として販売することが出来ます。

1. JAS認定の基準

- ①栽培開始の2年以上前からほ場に禁止農薬・化学肥料を使用していないこと。
- ②ほ場や施設、用具に使用禁止資材の農薬や化学肥料が飛散・混入しないこと。
- ③遺伝子組み換えの種苗を使わない。購入する種子は農薬等が使用されていないこと。
- ④ほ場は基準に適合した土壌であること、培養土を購入する場合は使用禁止資材が使用されていないものであること。

2. JAS認定の手続き

- ①講習会への参加 登録認定機関などが行う講習会へ参加し、基準などを確認
- ②登録申請 登録認定機関への申し込み、申請書を提出
- ③審査・認定 ほ場実地検査及び判定委員会による審査・認定
- ※認証取得には一定の期間と費用がかかります。
- ※認証の継続には、認証後に年1回の継続検査を受ける必要があります。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

里山林の保全・整備に取り組みたい という皆様を支援します

■森林・山村多面的機能発揮対策交付金（国事業）

森林の多面的機能の発揮とともに、山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援します。

○活動メニュー（カッコ内は交付単価の上限金額）

①地域環境保全タイプ

- ・里山林の景観を維持するための活動（最大12万円／ha）
- ・侵入竹の伐採・除去活動（最大28.5万円／ha）

②森林資源利用タイプ

- ・しいたけ原木などとして利用するための伐採活動（最大12万円／ha）

③森林機能強化タイプ

- ・森林内の路網の補修・機能強化等（最大800円／m）

④関係人口・創出・維持タイプ

- ・地域外関係者との調整や受入れのための環境整備、活動に必要な森林調査、見回り等（最大5万円／年）

⑤資機材・施設の整備

- ・活動の実施に必要な機材・資材の整備（1／2以内）

⑥活動推進費※初年度のみ

- ・活動計画の実施のための話し合い、研修等（最大112,500円）

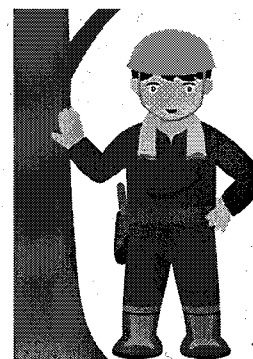
○活動組織

3名以上で構成する活動組織（森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、生産森林組合、林業者、企業等に所属する方々など）

○対象森林

- ・森林所有者と最低3年間の活動が必要
- ・森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林

※支援を受けるには、前年度の1月までに申請が必要となりますので、令和7年度以降の申請をご検討ください。



お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。

地域内の沿道沿いの雑木林（支障木・危険木） の伐採を行います

市内の公道沿線における災害の防止、安全性の確保、眺望景観の確保と森林機能の保全強化を目的に、土地の所有者に代わって危険木等の伐採を行います。伐採等に係る費用は森林環境譲与税を財源とし、市が負担します（自治会や森林所有者のご負担はありません）。

1. 事業の対象物件

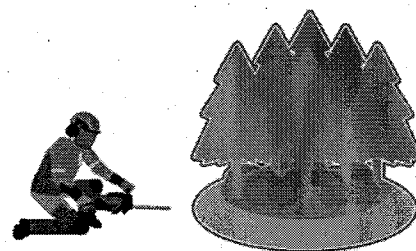
- (1) 地域内公道脇から奥行20mまでの範囲で存する立木（宅地は除く）
- (2) 支障木の群生面積が0.05ha（10m×50m）以上であること
- (3) 平均樹高が5m以上の立木が群生している箇所
- (4) 整備に関して森林所有者の合意形成が図られた箇所
- (5) 国または県の造林補助事業等の対象地となっていない箇所

2. 申し込み対象者

自治会 ※個人による申請はできません。

3. 事業実施の流れ

- (1) 自治会から市へ申請
- (2) 申請者と市職員による現地立ち合い
- (3) 市による実施の可否判断（危険度合いや優先順位による判断）
- (4) 実施個所の決定
- (5) 入札による整備業者の決定と業務発注
- (6) 落札業者による現場立ち合い（業者、申請者、市）
- (7) 伐採等の実施（伐採した枝、木は原則当該敷地内にて処分）
- (8) 事業実施後3年間は地元で現地確認と報告書を提出



4. 注意事項

- ・伐採した立木の補償はありません。
- ・伐採の方法や内容に関する指定はできません。市が現地確認のうえ伐採方法や範囲を決定します。
- ・予算の範囲内で事業を実施することから、要望が多く寄せられた場合は優先順位の高い箇所から順次整備を進めます。
- ・事前に土地所有者との合意形成を図ったうえで申請してください。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。

妙高市産材を使用した住宅を建築したい という皆様を支援します

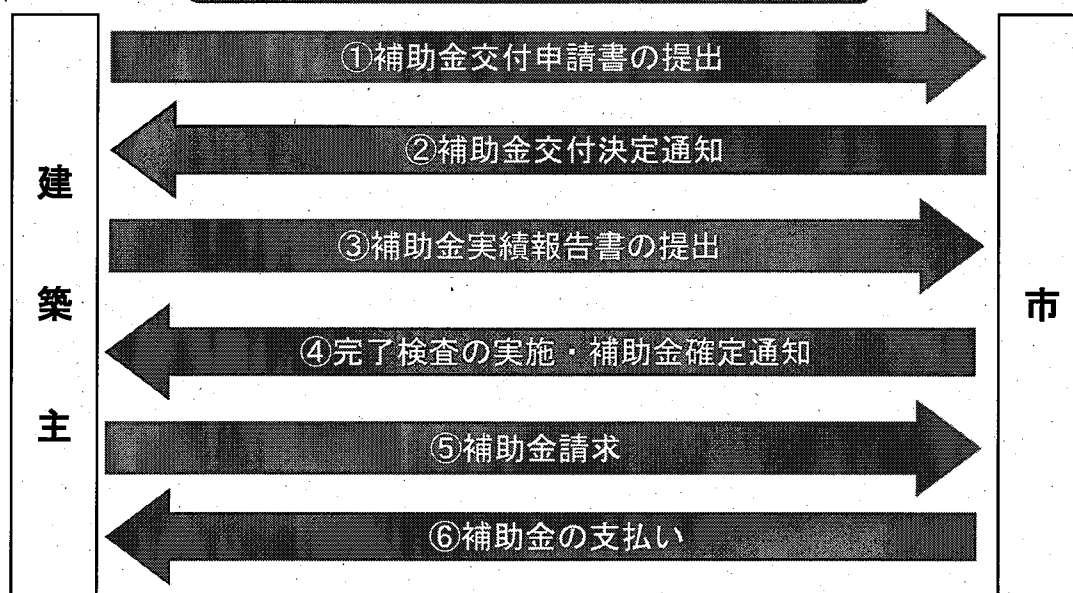
■ふるさと妙高の家づくり事業（市単独事業） ～ 市産材を使用した住宅の建築を支援 ～



- (1) 補助金額
上限40万円／棟（市産材購入費用の20％以内とし、1,000円未満は切り捨て）
- (2) 補助対象者
補助対象住宅を新築又は増改築（リフォームを除く）する方
- (3) 補助対象住宅
次の要件をすべて満たす専用住宅または併用住宅
 - ①製材、加工した市産材を5㎡以上使用する住宅
 - ②自ら居住するために市内に建築する住宅（転入者が建築する住宅を含む）
 - ③市町村税に滞納がない建築主が発注する住宅
 - ④市内に事務所又は営業所を有する大工、工務店等が施工する住宅
 - ⑤補助金の交付申請日の属する年度の末日までに完成する住宅



補助金申込手続きの流れ



※新潟県産材の家づくり支援事業との併用も可能です。詳しくは県のホームページをご覧ください。新潟県産材使用量（5㎡以上の使用）に応じ、3～5万円／棟の支援を受けることができます。

お問い合わせ・ご相談は
農林課 農地林政係（☎74-0029）までお電話ください。

農業者年金に加入しませんか！

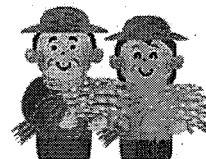
老後の蓄えに、将来受給する年金を自ら積み立てる農業者年金に加入しませんか。

○原則65歳から終身、受給できます。万が一、80歳前に死亡した場合は、遺族に死亡一時金が支給されます。

○男性で20歳から40年加入した場合、月額保険2万円で計算すると年間約76万円を受給することができます。

○国民年金に加入している65歳未満の方で、年間60日以上農業に従事していれば加入できます。

○保険料は月額2万円（35歳未満の方は月額1万円）から自由に選択することができ、いつでも見直しができます。認定農業者等に対し、条件によって国庫補助制度があります。保険料は全額社会保険料控除の対象となります。



家族経営協定を結んでみませんか！

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、家族一人ひとりの役割や就業条件、就業環境等を家族全員で話し合って決めるものです。

家族内での役割を分担することにより、やりがいを持って働くことができ、ゆとりある生活を送り、休みがないと言われる農業でも、余暇や地域活動に取り組むことができます。

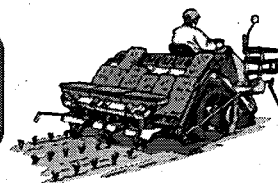
【 制度上のメリット 】

①認定農業者制度 … 各種の政策支援を受ける機会が広がります。

②農業者年金 … 保険料に補助があり有利に加入できます。

③制度資金 … 自分名義で借り入れすることができ、経営がしやすくなります。

全国農業新聞を読んでみましょう！



全国農業新聞は、農家さんのための週刊農業総合専門紙です。

読みやすく親しみやすく、問題解決につながる事例も掲載され、今の農業情勢がひとめでわかり農家の経営と暮らしに役立つ情報が満載となっています。

○購読料 月額700円（送料、税込み）

○毎週金曜日発行です。

○購読料は、半年ごとの口座振替となります。

お問い合わせ・ご相談は
農業委員会 事務局（☎74-0030）までお電話ください。

新たに収入保険に加入する皆様を支援します

■収入保険加入促進事業（市単独事業）※令和6年度のみ ～ 収入保険新規加入者を支援 ～

収入保険の加入促進を図るため、新たに収入保険に加入する農業者に対して保険料及び付加保険料の掛け捨て部分の費用を支援します。

(1) 補助対象者

市内に住所又は事業所を有し、新たに収入保険に加入した農業者
（個人の場合）申請年度の12月末までに加入申請したもの
（法人の場合）申請年度の2月末までに加入申請したもの

(2) 補助対象経費

収入保険の加入に係る保険料及び付加保険料

(3) 補助金額

補助金の額は、助成対象経費の1/2とし、
個人の場合は10万円を、法人の場合は40万円を上限とする

(4) その他

収入保険の加入については、新潟県農業共済組合上越支所へご相談ください

- 収入保険は自ら生産した農産物の販売収入が補償対象
- ナラシは10a当たり収入の減少に併せて発動
- 水稻共済は収穫量の減少などが補償対象

オールリスク に対応	収入保険	○	○	○	○	○	○	
	ナラシ対策	△	×	○	×	×	×	
価格の下落 に対応	水稻共済	品質方式	○	○	×	×	×	×
		全相殺方式	○	×	×	×	×	×
半相殺方式		○	×	×	×	×	×	
地域インデックス方式		○	×	×	×	×	×	
自然災害等 に対応								

収入保険に向いている方

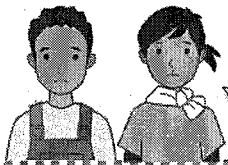
- ①従業員を雇用している ②輸出しているため為替や流通動向が心配 ③コロナ禍などによる収入減少が不安
④価格下落のリスクが高い品目を栽培している ⑤共済やナラシの対象外品目がある・・・

個人・地域によって様々なリスクが想定されます。それぞれの特徴を理解し、自分に合ったセーフティネットを選択しましょう。

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。

農業者のみなさん！ リスクへの備えはできていますか？



農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…

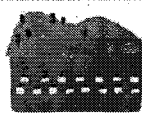
自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



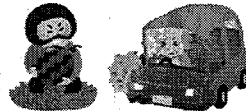
倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故

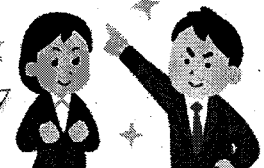


為替変動で大損



ほっしや！

農業保険がサポートします！！



様々な
リスク
をカバー
したい方

収入保険をおすすめします！

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害
リスク
をカバー
したい方

農業共済をおすすめします！

- ・全ての農業者が対象です。
- ・米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

※収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等を利用することもできます。

農業保険は国の公的保険制度で、保険料（掛金）の国庫補助があります。

お問い合わせ・ご相談は

新潟県農業共済組合上越支所（☎025-525-1130）までお電話ください。

収入保険の概要

加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※ 現行は、加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入できるよう変更されました。

対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※ 簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

補てんの仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

※ 補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※ 支払率は9～5割の中から選択できます。（積立方式の支払率は4～1割の中から選択できます。）

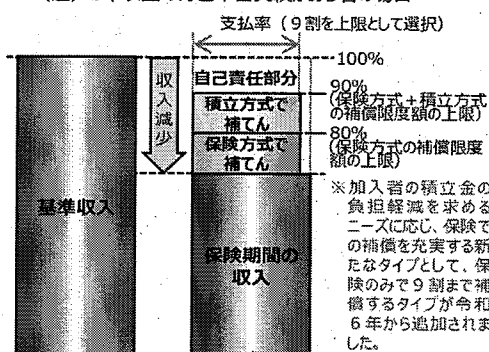
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとしない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

※ 加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、保険のみで9割まで補償するタイプが令和6年から追加されました。

積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、保険料については経費として損金算入できるため、所得税・法人税軽減の選択肢となります。

<収入保険の補てん方式>

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合



基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

- ★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の販売収入が900万円を下回ったときに補てんされます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていきます。

※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

- ★ 例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は8.5万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円となります。なお、補償の下限が700万円（基準収入の7割）を選択した場合の保険料は、4.7万円（約4割安い）となります。

※ インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

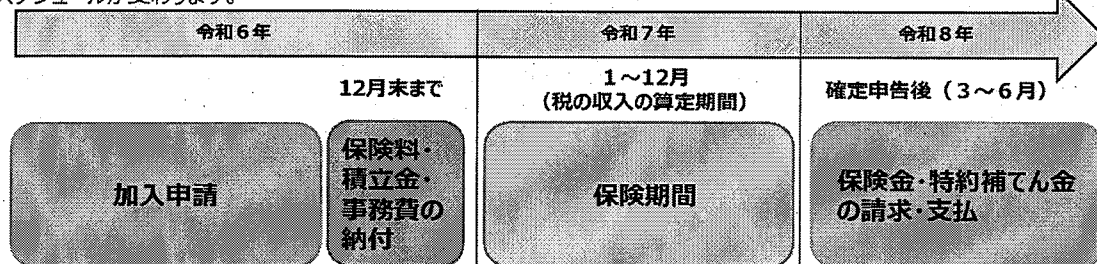
・ インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合：新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き
（インターネット申請のみ利用する場合：新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約のみ利用する場合：新規・継続加入者ともに1,000円引き）

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。（令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能）

加入・支払等のスケジュール

※ 保険期間が令和7年1月～12月の場合のイメージです。

※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※ 保険料・積立金は分割支払もできます。
（最終の納付期限は保険期間の8月末）

【つなぎ融資】

※ 災害等により資金が必要な場合は、
つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

お問い合わせ・ご相談は

新潟県農業共済組合上越支所（☎025-525-1130）までお電話ください。